

[令和7年度版]

東日本大震災みやぎこども育英基金
活 用 事 業 集



宮 城 県

はじめに

東日本大震災では、多くの子どもたちが被災し、様々な問題を抱えることとなりました。

子どもを取り巻く環境や課題は時間とともに変化してきており、今後も中長期的に支援を続けていく必要があります。

宮城県では、すべての子どもたちが困難を乗り越え健やかに育っていけるよう、皆様からお寄せいただいた寄附金を基金として積み立て、子どもたちの支援に活用してまいります。

御寄附の受入状況

令和8年3月31日現在で、129億7,457万4,427円の御寄附が寄せられています。皆様方から温かい御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

目次

●東日本大震災みやぎこども育英基金 活用事業

・東日本大震災みやぎこども育英基金 支援金・奨学金事業	・・・P2
・遺児等サポート奨学金事業	・・・P3
・みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	・・・P4
・児童生徒（高等学校生徒）支援体制充実事業	・・・P5
・里親等支援センター事業	・・・P6
・親子滞在型支援施設事業	・・・P7

●東日本大震災みやぎこども育英募金 御寄附のお手続について ・・・P8

●東日本大震災みやぎこども育英基金 活用事業

東日本大震災みやぎこども育英基金 支援金・奨学金事業

事業の概要

宮城県では、両親を亡くした震災孤児が139人、両親のいずれかを亡くした震災遺児が974人となっており、合わせて1,113人（令和8年3月31日現在把握分。震災時大学生であった方を含む。）の子どもたちが親を亡くしています。

こうした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的に支援を行っています。

※平成31年4月から月額金を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大しました。

支給額

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額金 (H31.3まで)	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 20,000円	1月につき 30,000円
(H31.4から)	10,000円	30,000円	40,000円	50,000円	自宅 60,000円 自宅外 100,000円
一時金	小学校入学時に 100,000円 小学校卒業時に 150,000円 中学校等卒業時に 200,000円 高等学校等卒業時に 600,000円 ※大学等入学時に 360,000円				

※大学入学時の一時金は、高等学校卒業時の一時金未給付者のみ

支援事業の対象者数（学年は震災時。令和8年3月31日現在把握分）

区分	支援金	奨学金				合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等	
震災孤児	10人	56人	29人	44人	0人	139人
震災遺児	222人	311人	205人	210人	26人	974人
合 計	232人	367人	234人	254人	26人	1,113人

●1,113人の支援事業対象者のうち、申請のあった1,093人に総額40億1,230万円を給付しました（令和8年3月31日現在）。

●震災時に生まれた子どもたちが大学等を卒業するまで、事業を継続していきます。

令和7年度事業費：201,420,000円（うち基金活用額：201,420,000円）

問合せ先：宮城県教育庁総務課 ☎022-211-3613

遺児等サポート奨学金事業

事業の概要

東日本大震災以外の要因により保護者を亡くされた小・中学生が、安定した学校生活を送り、希望する進路を選択できるよう、御寄附の一部を活用して月額金と卒業時一時金を支給しています。

奨学金対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方を対象としています。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する方
- (2) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童生徒を現に監護する方をいいます。）が、東日本大震災以外の要因により亡くなった方。ただし、保護者が亡くなった後、再婚（事実婚を含みます。）、保護者以外の方と児童生徒との養子縁組その他これに類する親族関係により、保護者として児童生徒を監護する方が2名（原則として、少なくともそのうち1名は親権を行う者とします。）いる方は除きます。

支給額

種類	月額金	小学校卒業時一時金	中学校卒業時一時金
金額	10,000 円	150,000 円	200,000 円

令和7年度給付決定者数

種類	小学生	中学生	合計
月額金	434 人	422 人	856 人
卒業時一時金	128 人	153 人	281 人

令和7年度事業費：145,800,000 円（うち基金活用額：145,800,000 円）

問合せ先：宮城県教育庁総務課 ☎ 022-211-3613



みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業

事業の概要

東日本大震災後の住環境や家庭の経済状況の変化などは、未だに子どもたちの心に大きな影響を与えており、家庭への支援も含めた心のケアが重要です。

震災を起因とした環境の変化等により学校へ登校することに不安を抱える子どもたちやいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった子どもたちに対し、社会的自立支援や学習支援を行う必要があります。

しかし、これらの課題の要因や背景は複雑であり、学校だけでは解決が困難なものも多いことから、学校を外から支える仕組みとして市町村が設置・運営する「子どもの心のケアハウス」の運営支援を行っています。

●「子どもの心のケアハウス」では、心のケアスーパーバイザーを配置し、3つの機能によって複合的なサポートを行っています。



心サポート機能

教育相談窓口として心のケアを行います。

必要に応じて、学校での別室登校児童生徒の支援や家庭訪問による支援を行います。



自立サポート機能

学校を休みがちな子どもの社会的自立支援を行います。

学校復帰の意思がある場合には、必要に応じた支援を行います。



学びサポート機能

ケアハウス、学校等における児童生徒への学習支援を行います。



名取市「はなもも教室」



大郷町「とらいあんぐる」

●主な事業内容（令和8年3月31日現在）

- ★県内の市町村（仙台市除く。）が学校外にケアハウスを設置・運営し、県が支援を行っています。
- ★支援を行った児童生徒の数は1,828人で、そのうち約8%程度が学校復帰（別室登校含む）につながりました。

今後も引き続き、子どもたちの心のケアを行い、社会的自立に向けた支援をしていきます。

令和7年度事業費：180,977,309 円（うち基金活用額：107,754,309 円）

問い合わせ先：宮城県教育庁義務教育課 ☎022-211-3646

児童生徒（高等学校生徒）支援体制充実事業

事業の概要

本県では、いじめや中途退学者の問題、学校に登校していない児童生徒への支援、小学校の暴力行為の増加等の諸課題があります。それらの諸課題の原因は、震災によるものをはじめ、複雑化・多様化しており、学校だけでは対応が困難な状況が続いています。

本事業では、児童生徒や家庭、学校への支援体制の充実を図り、組織的・体系的な生徒指導体制を整備するため、「心のケア支援員・学校生活支援員」、「心のサポートアドバイザー」を配置しています。

心のケア支援員・学校生活支援員

- 生徒指導における教職員等の補助、校内外巡回指導を行うとともに、児童生徒からの相談に応じています。
 - 心のケア支援員・学校生活支援員を配置することにより、教員と支援員の役割を分担しながら児童生徒に対応することが可能となり、学校に登校していない児童生徒への多様な支援や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につながっています。
 - 各学校で支援員が児童生徒に寄り添い、相談活動や学習補助を行い、問題行動等に改善が見られた事例もありました。
- ★ 令和7年度は、学校71校に心のケア支援員・学校生活支援員76人を配置しました。
- （内訳） 小学校：17校・17人、中学校：16校・16人、
義務教育学校：3校・3人、高校：35校・40人

心のサポートアドバイザー

- 心のケア支援員及びケアハウス等への巡回訪問や指導助言、学校及び保護者等からの相談に応じるとともに、市町村や学校からの派遣要請に応じ、支援を行います。
 - 義務教育課及び高校教育課に各2名を配置しています。
- ★ 令和7年度は、学校45校（小中学校36校、高校10校）と、関係機関34箇所を訪問し、指導助言を行いました。



生徒の生きる力を伸ばす放課後の居場所づくり（高校）

令和7年度事業費：398,240,689 円（うち基金活用額：229,050,352 円）

問合せ先：宮城県教育庁義務教育課 ☎022-211-3646

宮城県教育庁高校教育課 ☎022-211-3626

里親等支援センター事業

事業の概要

東日本大震災により、孤児となった児童の多くは親族に里親委託されましたが、親族里親には高齢者が多く、今後震災孤児の養育が困難になることが想定されます。

また、近年児童虐待の増加等により、里親を必要とする児童は増加傾向にあります。

こうした児童を家庭的な環境で養育できる里親を確保、育成する取組を強化することが求められています。また、様々な要因により、児童が里親宅での生活を継続できなくなることも懸念されています。

以上のことから、里親支援の拠点となる「里親支援センター『けやき』」を平成29年1月に開設し、里親の確保や支援を行っています。

●里親支援センター「けやき」



- ★里親制度の普及促進（広報活動、説明会等）
 - ★児童の里親委託推進（委託までのマッチング等）
 - ★委託後の里親の支援（研修、相談等）
- などを行い、困難を抱える子どもたちが里親のもとで継続して生活できるよう、支援を行っています。

●令和7年度の主な事業内容

- ★県内関係機関との連絡体制の構築
- ★里親制度説明会等
19回開催、参加者計77名
- ★里親向け各種研修の実施
21回開催、参加者計287名
- ★里親同士の交流会
10回開催、参加者延べ322名
- ★里親訪問等支援業務（相談対応）
延べ1,867件
- ★里親マッチング事業
 - ・相談対応 延べ919件（電話・来所合計）
 - ・訪問等 延べ228件



里親を対象とした研修会の様子

令和7年度事業費：24,321,963 円（うち基金活用額：24,321,963 円）

問い合わせ先：宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 ☎ 022-211-2532

親子滞在型支援施設事業

事業の概要

この事業は、震災等を契機とした親の経済的事情や病気、児童虐待など、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもが、その子どもにふさわしい養育環境で過ごせるよう委託事業者と児童相談所が連携して支援を行うものです。

●以下の2つの事業を実施しています。

親子関係再構築支援事業

様々な事情により離れて過ごしている親子向けに、家事訓練や宿泊訓練等を行い、親子関係の改善を図ります。児童相談所はその結果を踏まえて、家族にとって最も望ましい形態を見つけられるよう、今後の家族のあり方を検討します。また、県内各地で育児講座を開催しています。



○親子関係再構築支援事業

- ★利用家族数 16家族
- ★支援日数 延べ93日（通所・宿泊・在宅合計）
- ★関係機関訪問：570回
- ★その他 利用予定者施設見学：5件
- ★育児講座参加者数 延べ71名
- ※4市町で開催（気仙沼市、美里町、柴田町、塩竈市）



親子が過ごす居室



料理等を訓練できる



ミニキッチン、食事スペース

令和7年度事業費：20,992,800 円（うち基金活用額：10,095,800 円）

問合せ先：宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 ☎ 022-211-2531

東日本大震災みやぎこども育英募金 御寄附のお手続きについて

1 「寄附申出書」に必要事項を御記入の上、宮城県教育庁総務課宛てに FAX、郵送又は電子メールで送付をお願いします。

- 「寄附申出書」の様式は、下記 URL からダウンロードいただけます。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/donation-for-children/method.html>

2 併せて、金融機関において下記口座への寄附金の振込をお願いします。

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
東日本大震災みやぎこども育英募金 宮城県知事 村井 嘉浩 (ヒガシニホンダイシンサイ ミヤギコドモイクエイボキン ミヤギケンチジ ムライヨシヒロ)	七十七銀行 (シチジュウシチギンコウ) 県庁支店	普通預金 5518181

※七十七銀行各店の窓口での振込手数料の免除は、令和 7 年 3 月 31 日をもって終了しました。

※郵便局からのお振込みには、お客様のゆうちょ銀行口座が必要です。

詳しくは最寄りの郵便局にお問い合わせください。

3「寄附申出書」の受領及び振込確認後、受領書を発行し、郵送します（御希望される場合）。

- 受領書の発行には 2 週間程度お時間をいただいています。

お急ぎの場合には、宮城県教育庁総務課まで御連絡をお願いします。

（寄附のお手続きに関する問合せ先）

宮城県教育庁総務課

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

T E L 022-211-3613

F A X 022-211-3699

E-mail ikueibokin@pref.miyagi.lg.jp

温かい御支援ありがとうございます

宮城県教育庁総務課

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

T E L 022-211-3613

F A X 022-211-3699

E-mail kyoikgy@pref.miyagi.lg.jp